

## 令和4年 第11回 浜松市農業委員会総会議事録

### 1. 開催日時 場所

令和4年11月15日(火)午後2時30分 北区役所 3階 31・32会議室

### 2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 平尾温己 加茂龍雄 江間栄作 中村金夫 横井典行 足立侑律 裕田博子 根本常次 内山進吾 岡本純 山中秀三 杉山誠 後藤剛 鈴木英雄 小柳守弘 鈴木要

欠席： 中安千秋 森島倫生 水崎久司 井上保典 伊藤安子

### 3. 出席した事務局職員

鈴木智久 木下穂 石川宗明 斎藤和也 松本行弘 縦弘之 奥山英洋 河村幸一郎  
秋山尚司 平野寿宏 嶋田哲也 内山忍 渡邊光二 笠原直人

### 4. 審議事項

- 第73号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第74号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第75号議案 事業計画変更承認申請について
- 第76号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第77号議案 非農地証明について
- 第78号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第79号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 第80号議案 浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見について

### 5. 報告事項

- 報第77号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第78号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
- 報第79号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第80号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第81号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第82号 農地の地目変更登記に係る報告について

### 6. その他

#### 議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、只今から令和4年第11回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、24名のところ19名と過半数を超えておりますので本会が成立しますことをご報告申し上げます。また、本日の欠席者ですが、議席番号17番の中安千秋委員、議席番号18番森島倫生委員、議席番号20番水崎久司委員、議席番号21番井上保典委員、議席番号22番伊藤安子委員でございます。

また、会議中は携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に續いて開会宣言をお願いいたします。

会長 皆さんこんにちは。今年はまだ日中汗ばむ日が続きますが、そのうちに冬らしくなってくるかと思います。今日は大変お忙しい中、お集りいただきましてありがとうございます。私から、2点ほど皆様にご報告したいことがございまして、お話をさせていただきたいと思います。まずは1点目です。農業委員会の慣例で1月に新年会におこなっていますが、新型コロナウイルスの関係で今年も中止ということになりました。私としては、今年は新年会を行いたいと強い意志の元に事務局と打合せ、相談をしてきました。準備等はできていますが、第8波が到来しております、開催が危ぶまれるかと思います。私共は公共的な機関の一員でございますし、市長もお招きして開催するという会でございますので、やはりこの様な時期に50人近い人数が飲食を伴う会食をするということは、立場上控えた方がよろしいかと思いまして、断腸の思いではございますが中止という形で本日事務局に指示させていただきました。また、再来年は最後の年となりますが、その時はコロナも収束し、もしくはwithコロナという形でお別れ会となりますが、新年会を開催していきたいと思っております。こればかりはコロナ情勢というものがありますのでどうしようもありませんが、皆様と一度マスクを取った状態でお話をしたいと思っております。2点目の件でございますが、皆様ご存知かと思いますが、NHKの大河ドラマ「どうする家康」についてです。嵐の松本潤さんが主役の家康役を務めております。

私共が浜松市役所での会議で使用する、北館の更に北側に元城小学校跡地がありまして、現在は大河ドラマ館が建設され、利用されようとしております。2月か3月頃にオープンし、1年間営業する予定となっております。その期間は、市内県外より大勢の観光客が浜松にお見えになって、現在私共が使用している市役所の駐車場がおそらく満員に近い状態になってしまうのではないかと思われます。その為、市の方より当面の間は市役所内で会議を行うのを控えて欲しいと要望を受けました。来年1月の総会は市役所で行いますが、(元々市役所で開催を予定されていた)4月・7月・10月の農業委員会総会につきましては、北区役所もしくは浜北区役所で行うことになりますので、年間計画に変更があった場合は、その都度皆様にご連絡するように致しますので予めご承知おき下さいます様お願いいたします。この機会に家康ゆかりの地ということで、浜松の観光をアピールしていけたら幸いかと思っております。私共も会場を追われることになりますが、1年間の我慢で、また元に戻りますのでご承知いただきたく、ご報告させていただきまし

た。簡単ではございましたが、以上私から 2 点ご報告とさせていただきます。

本日もよろしくお願ひします。

それでは、只今から、令和 4 年第 11 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それではここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 それでは、議席番号 15 番の杉山誠委員、議席番号 16 番の後藤剛委員にお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第 73 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。第 73 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

笠原 月の申請案件は、地区「神久呂」、整理番号 222 番外 24 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 15 件、使用貸借に係る案件が 3 件、贈与に係る案件が 1 件、区分地上権に係る案件が 5 件でございます。

それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案 1 ページ、地区「庄内」、整理番号 224、225 番は売買に係る案件でございます。譲受人は西区村櫛町の農地所有適格法人、[REDACTED] です。[REDACTED] さんは佐浜町を中心に個人で農業を行っていましたが、今後、個人経営から法人経営にきりかえて農業経営を行っていくものでございます。この度の申請は営農規模の拡大を図るためのもので、農地取得後は現在作付けされているみかんを継続して耕作していく計画です。

続きまして、議案 2 ページ、地区「芳川」、整理番号 227 番及び議案 4 ページ、地区「中瀬」、整理番号 239 番、240 番は使用貸借に係る案件でございます。

使用借入は東京都青梅市の農地所有適格法人、[REDACTED] です。

[REDACTED] は、浜松市の他に東京都青梅市、三重県、埼玉県、徳島県、福島県などで柿を耕作しております。この度、申請地を借り受け営農型太陽光発電の下部農地に柿を作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 3 ページ、地区「都田」、整理番号 233 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、北区都田町の [REDACTED] さん、65 歳でございます。[REDACTED] さんは北区都田町で馬鈴薯、キャベツ、みかん等を耕作しております。この度、営農地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。申請地は、北区都田町の畠、1 筆で、取得後はみかんを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 3 ページ、地区「細江」、整理番号 236 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、北区三ヶ日町只木の [REDACTED] さん、60 歳でございます。この度、営農地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。申請地は、北区細江町小野の畠、6 筆で、取得後は、みかんを作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂長 茂 統いて、湖東地区調査会において協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 江間 続いて、江間委員からお願いします。

議長 足立 湖東調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 足立 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

議長 足立 議案番号 226 番、227 番の 2 件についてですが、庄内地区等市内 3 地区で営農地を拡大している [REDACTED] さんが、芳川地区にも営農地を拡大したいと相談に来られました。その際に様々伺ったのですが、とにかく一生懸命耕作すると言うだけで、私はその様なことを聞きたかったわけではありませんでした。がんばって耕作するというだけではなく、他人に迷惑をかけないことを第一に考えてほしいと、その場を収めました。年に 1 度ぐらいは市内で同じような課題を抱えている地区で報告や相談ができる場を設けて、共通の課題について、検討する機会を作っていただきたいと思います。

議長 足立 協議の結果問題はありませんでした。

議長 内山 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

議長 岡本 三方原地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 中村 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

議長 山中 都田調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 中村 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

議長 山中 庄内調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 後藤 細江地区調査会の山中委員からお願いします。

議長 後藤 細江地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議長 後藤 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

議長 森島 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議長 森島 続いて、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議長 鈴木 調査会で協議した結果、特に問題ありませんでしたと報告を受けております。

議長 鈴木 最後に天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員お願いします。

議長 鈴木 天竜・龍山調査会で（議案番号）242 番、243 番を聞き取り案件としましたが、共に問題ありませんでした。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手をお願います。

（質疑応答なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 73 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第 74 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案9ページをご覧ください。第74号議案「農地法第4条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします

笠原 今月の申請案件は、地区「湖東」、整理番号67番外3件でございます。転用目的別の内訳は、農家住宅関連が1件、自己用住宅関連が1件、貸駐車場が2件でございます。農地区別の内訳は、第1種農地が1件、第2種農地が1件、第3種農地が2件でございます。なお、是正案件は、整理番号68番、70番です。

また、駐車場など、建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について、問題がないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 湖東地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、浜名・北浜地区調査員の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

松島 調査会で協議した結果、特に問題はないと報告を受けております。

議長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

松島 調査会で協議した結果、特に問題はないと報告を受けております。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第74号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第75号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案9ページをご覧ください。第75号議案「事業計画変更承認申請について」でございます。担当より説明いたします。

笠原 農地法第4条または、第5条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をするとできるとされております。

今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が1件でございます。

議案9ページ、地区「積志」、整理番号14番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である [REDACTED] と、全部承継者である [REDACTED] でございます。

申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、平成28年12月に農地法第5条の許

可を受け、申請地に自己用住宅を建築する予定でしたが、その後、家庭の事情により計画が中断し、建築されないまま現在に至ります。承継者である [REDACTED] は、現在借家住まいと、家族が増え、手狭となったことから、申請地に自己用住宅の建築を計画したものでございます。

申請地は、[REDACTED] に位置する農地でございます。

農地区分は、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。承継後の転用計画は、自己用住宅を建築する計画であり配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を設置し、雨水は道路側溝、雑排水は公共下水道へ排水する計画となっております。

当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 12 ページ整理番号 772 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願ひいたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見もないようですので、第 75 号議案「事業計画変更承認について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第 76 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。  
事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、お手元の議案 11 ページをご覧ください。第 76 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします

渡邊 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 765 番外 69 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 37 件、事業用の建物関連が 8 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 10 件、太陽光発電が 15 件でございます。

また、農地区別別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 9 件、第 1 種農地が 11 件、第 2 種農地が 17 件、第 3 種農地が 33 件でございます。

なお、是正案件は整理番号 767 番、768 番、778 番、779 番、826 番、832 番、833 番、834 番でございます。

また、駐車場、資材置場など、建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について、問題がないことを確認しております。

議案 16 ページ、地区「都田」、整理番号 801 番をお願いします。

北区都田町の畠 38,755 m<sup>2</sup> について、資材置場を設けたいという申請でございます。

申請者は、静岡市葵区に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。  
現在、静岡県焼津市に工場を設け、県中部から東部まで、西部地域は磐田市、袋井市、湖西

市にかけてマンション建設、宅地分譲等を手掛けてきましたが、今後、事業計画の対象を県西部地域以西に向けて展開していくにあたり、資材の保管場所を西部地域に設ける必要が生じ、申請に至ったものでございます。

申請地は、[REDACTED]に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第2種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、資材置場、駐車場、洗車場、調整池、露天作業場等を新設する計画であり、事業計画及び配置計画からみて、転用面積は適當と思われます。

申請地は碎石敷きとし、周囲には安全鋼板やフェンス等を設置する計画であること、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入させ、道路側溝へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたしました。

また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 17 ページ、地区「細江」、整理番号 805 番をお願いします。

北区細江町中川の畠 5 筆、3,459.54 m<sup>2</sup>について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。

申請者は、浜松市南区に本社を置き、[REDACTED]を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地に、太陽光発電設備を設置したく、申請にいたつものでございます。

申請地は、[REDACTED]に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、495W の太陽光パネルを 1,140 枚設置し、発電能力が 564.30kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適當と思われます。

申請地の周囲にはフェンスを設置する計画であること、雨水排水は土堤防の設置及び自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、経済産業省の設備認定を受けていること、中部電力との接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 18 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 811 番をお願いします。

北区三ヶ日町都筑の田 4 筆、3,412 m<sup>2</sup>について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。

申請者は、静岡市葵区に本社を置き、[REDACTED]を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地に、太陽光発電設備を設置したく、申請にいたつものでございます。

申請地は、[REDACTED]に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、545W の太陽光パネルを 765 枚設置し、発電能力が 416.93kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適當と思われます。

申請地の周囲にはフェンスを設置する計画であること、雨水排水は土堤防の設置及び自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、経済産業省の設備認定を受けていること、中部電力との接続契約も完了していること、盛土行為を行わないため盛土条例の許可は不要ということ、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 18 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 812 番をお願いします。

北区三ヶ日町都筑の田 9 筆、4,206 m<sup>2</sup>について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。

申請者は、静岡市葵区に本社を置き、██████████を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請にいたつたものでございます。

申請地は、██████████に位置する農地です。農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、545W の太陽光パネル 810 枚を設置し、発電能力が 441.45kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地の周囲にはフェンスを設置する計画であること、雨水排水は土堤防の設置及び自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、中部電力との接続契約も完了していること、盛土行為を行わないため盛土条例の許可は不要であること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

また、同一事業者による申請で議案 13 ページ、地区「神久呂」、整理番号 776 番、申請面積 979 m<sup>2</sup>、発電能力 91.56kW の太陽光発電設備の設置、地区「神久呂」、整理番号 777 番、申請面積 165 m<sup>2</sup>、発電能力 91.56kW の太陽光発電設備の設置、議案 17 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 808 番、申請面積 846 m<sup>2</sup>、発電能力 92.65kW の太陽光発電設備の設置、地区「三ヶ日」、整理番号 809 番、申請面積 1,182 m<sup>2</sup>、発電能力 91.56kW の太陽光発電設備の設置、地区「三ヶ日」、整理番号 810 番、申請面積 2,718 m<sup>2</sup>、発電能力 327.00kW の太陽光発電設備の設置を計画しております。

説明は以上でございます。

- 議 長 それでは、事務局の説明に續いて、調査会の協議結果についてご報告を願いします。  
始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。
- 松 澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
- 松 島 調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、積志地区調査会の平尾委員からご報告致します。
- 平 尾 積志地区調査会で協議した結果、特に問題ありません。
- 議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。
- 加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありません。

議長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願ひします。

江間 総務課で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願ひします。

横井 篠原・舞阪地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願ひします。

足立 芳川・飯田地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願ひします。

袴田 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、新津・可美地区調査会の根本委員からお願ひします。

根本 新津・可美地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願ひします。

内山 三方原地区調査会で協議しみたが、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願ひします。

岡本 都田地区調査会で審議した整理番号 801 番について、約 3.8 ヘクタールの面積の大きな案件ということで、事業者・代理人に出席してもらい聞き取りを行い事業の説明を受けました。目的としては資材置場、コンクリート 2 次製品を保管する計画で、規模の根拠となる資材の種類や大きさ、周辺農地への支障や、排水計画、管理体制、事業者の今後の中長期的な計画などの確認をいたしました。

事務局からも土地改良区との調整や一般基準に沿った申請内容の確認を行いました。土地改良区及び地元との調整結果、また造成計画の詳細について改めて事業者より報告を求ることになり、後日事務局を通じて確認ができます。以上のことから、内容について問題がないと判断しました。

その他の案件については特に問題はありませんでした。

議長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願ひします。

山中 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。なお整理番号 804 番、805 番は共に太陽光パネルの設置ということで、異常災害についての対応や、近隣にある住宅の住民とのトラブルがないように説明をしていただきたく聞き取り調査を行いました。以上です。

議長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願ひします。

杉山 引佐地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願ひします。

後藤 先月に引き続き、[REDACTED]による太陽光発電の申請があり、同様の申請が三ヶ日地区内で増加しております。聞き取り案件とさせていただき地区調査会にお招きさせていただきました。パネルの設置工事も盛土をすることもなく、隣地の住民とも協議し問題がないということで了承を得ているということ。また地区調査員の調査報告も、周辺にみかん園ではなく農業に悪影響を及ぼす心配もないと報告を受けておりますので、今回も問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申

し上げます。

松 島 地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんと報告を受けております。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

松 島 地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんと報告を受けております。

議 長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願ひします。

鈴 木 英 天竜・龍山地区調査会で協議の結果、特に問題ませんでした。

議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

松 島 調査会で協議した結果、特に問題ありませんと報告を受けております。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 それでは採決いたします。第 76 号議案「農地法 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 异議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 77 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 議案 23 ページをご覧ください。第 77 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。

渡 邊 今月の申請案件は、地区「天竜」、整理番号 22 番、1 件でございます。申請地は耕作困難のため、昭和 47 年頃に植林されたものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それではご意見等もないようですので、第 77 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 异議がないものと認め、承認することといたします。

次に、第 78 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 議案 25 ページをお願いします。第 78 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」でございます。担当から説明いたします。

渡 邊 相続税の納税が猶予される「相続税の納税猶予の特例」の適用を受けるためには、被相続人については、死亡の日まで農業を営んでいたこと、相続人については、相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業を継続すると認められることを、申告期限までに農業委員会が証明する必要があり、これが適格者証明でござ

います。

今月の申請案件は、地区「北浜」、整理番号 2 番、1 件でございます。

被相続人は、令和 4 年 4 月 6 日に亡くなられた、[REDACTED] さん。相続人は、浜北区道本で被相続人と同居し農業を営む、子の [REDACTED] さん、67 歳です。

申請地は、浜北区道本 [REDACTED] 外 1 筆の畠 559 m<sup>2</sup>です。令和 4 年 10 月に現地調査を実施し、その結果、農地として適正に管理がされていることを確認しておりますので、相続税納税猶予の適格者証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それではご意見等もないようですので、第 78 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第 79 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木下 議案 27 ページをお願いします。第 79 号議案「農用地利用集積計画の決定について」でございます。担当から説明いたします。

奥山 それでは、別冊 1 につきまして、事務局より説明いたしますが、1 点訂正がございます。2 ページ 21 番、[REDACTED] の農業従事者の人数が 13 人となっていますが、21 人に訂正をお願いします。また、2 ページ 22 から 27 番に委員該当案件がありますので、お願いします。

議長 それでは、委員該当案件がございますので、[REDACTED] 委員はご退室をお願いします。

([REDACTED] 委員 退室)

議長 それでは事務局、説明をお願いします。

奥山 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 4 年度第 8 回浜松市農用地利用集積計画（案）でございます。公告予定は令和 4 年 11 月 18 日となります。2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 139 筆、121,661.5 m<sup>2</sup> の内訳でございます。今月は、笠井地区での 1 筆をはじめとして、計 23 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 15 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、17 ページ、18 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番、2 番をご覧ください。[REDACTED] さんです。磐田市の農業者、[REDACTED] さんのもとで農業を学び、今回の申請にいたりました。西区西鴨江町 [REDACTED] 外 1 筆の畠、1,167 m<sup>2</sup> を借り受け、なす、オクラ、かぼちゃの栽培を予定しております。

次に、1 ページの 3 番をご覧ください。[REDACTED] です。昭和 60 年 1 月に設立した会社で、現在は豊橋市でキャベツを 8,452 m<sup>2</sup>、新城市でブロッコリー、

カブ、白菜等を 3,090 m<sup>2</sup>栽培しており、浜松市にも営農地を広げるため、今回の申請にいたりました。北区引佐町田沢 [REDACTED] の畠、718 m<sup>2</sup>を借り受け、さつまいも、ミニトマトの栽培を予定しております。

次に、9 ページ 1 番から 6 番、13 ページ、15 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 22 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載しております。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(補足意見なし)

議長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見もないようですので、第 79 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 异議ないものと認め、承認することといたします。それでは、[REDACTED] 委員はご入室をお願いします。

([REDACTED] 委員 入室)

議長 次に、第 80 号議案「浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木下 それでは、お手元の議案、29 ページをご覧ください。

第 80 号議案「浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見について」でございます。

松本 農用地区域除外、編入などの担当をしております農地利用課農地活用グループの松本と申します。よろしくお願ひします。日頃、農業振興地域制度事務につきまして、ご理解ご協力ありがとうございます。本日、ご覧いただきたい資料は、「別冊 2」となります。それでは、お手元の資料の別冊 2 をご覧ください。本日ご説明させていただきますのは、本年 7 月 25 日から 8 月 5 日にかけて申出を受けました、第 86 回随時変更の農用地利用計画変更案でございます。資料の内容についてですが、2 ページには全体の集計表、3 ページには除外をすることができる要件を記載した資料、4 ページから 27 ページが区別の一覧表、29 ページから 38 ページは本日説明させていただく案件の案内図及び配置計画図となっております。

今回の件数について説明します。2 ページをご覧ください。浜松市全体で、除外が 204 件、編入が 5 件でございます。各区の内訳を申し上げますと、除外は中区 8 件、東区 52

件、西区 34 件、南区 15 件、北区 44 件、浜北区 50 件、天竜区 1 件、編入は、西区 1 件、北区 3 件、浜北区 1 件となります。なお、これは参考ですが、諸事情により申出後、取下げされたものが、農用地区域除外については、東区 2 件、西区 1 件、南区 1 件、北区 2 件、浜北区 1 件、天竜区 1 件の合計 8 件で農用地区域への編入については、取下げはございません。この取り下げられた除外 8 件は先ほど申し上げた除外件数 204 件には、含めておりません。

次に、4 ページから 27 ページをご覧ください。こちらには区別の個別案件の一覧表がありますが、表の右のほうに農振法という欄がございます。この欄には除外の審査上、「除外の要件を満たすことが出来ない」、「関係する法律の許認可の見込みが現時点では無い」など、除外の容認が難しい案件に「△」の記号を記載しました。「空欄」となっている案件につきましては、除外の要件を満たしており、市の関係各課と協議の結果、除外もやむを得ないと判断されたことから、農用地利用計画の変更について、県の同意を求めていこうとする案件でございます。

次に、農用地区域除外について、簡単に説明をさせていただきたいと思います。農用地区域除外は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更し、設定されている農用地区域（通称：青地）から農用地区域外（通称：白地）にすることをいい、一般的には「除外」と呼んでおります。また、その逆で白地農地等を青地に変えることを編入と言い、これらの除外・編入といった計画の変更にあたっては、農振法施行規則において「農業委員会の意見を聴くものとする」と規定されていることから、今回、農地法の観点からご意見をお聴きするものでございます。

次に除外の要件について簡単にご説明させていただきます。別冊 2 の 3 ページをご覧ください。こちらは農振法の第 13 条第 2 項第 1 号から第 5 号を抜粋し、要約したものでございます。これらの全ての要件を満たす場合に除外ができることとされております。

次に、今後の主な手続きの流れを説明します。1 月下旬に静岡県への事前協議・11 条公告・縦覧、異議申出期間を経て、静岡県の同意を得た後、12 条公告を行い、除外・編入が決定します。その後、これらの手続きとは別に農地転用や都市計画法の許可申請といった個別の申請手続きを行うこととなります。なお、農地転用許可は個々の申請に対する個別の許可ですが、除外は個々の申出を市全体のひとつの計画として「農用地利用計画の変更」となるところに違いがあります。

それでは個別案件の説明に入らせていただきます。本来であれば全ての案件をご説明させていただくところではございますが、件数も多いことから、説明は「別冊 2」の 4 ページから 28 ページ一覧表内の右の方、農振法欄に「△」と記載した案件の東区 2 件、北区 2 件、浜北区 1 件の合計 5 件とさせていただきます。

それでは区ごとに東区、北区、浜北区の順番で担当から説明します。それでは担当者、説明をお願いします。

嶋 田 東区 36 番について説明いたします。

資料の一覧表の 8 ページ 36 番、案内図等は 29 ページ、30 ページをご覧ください。

申出者は [REDACTED] を當む法人で、ドラッグストア向けの物流倉庫と自動車部品メーカーの倉庫を同一敷地に設ける計画です。

除外 5 要件のうち、位置選定理由として、ドラッグストアの中部地区展開エリアの中心であること、浜松インターから 1 km 以内であること、配送ルートの大幅な変更を避けるため、移転前の倉庫から 1.5km 以内であることを挙げていますが、ドラッグストア向けの倉庫と自動車部品メーカーが隣接していなければいけない理由が不明で現在説明を求めていました。敷地の規模根拠についても、現在提出している資料では 3.8ha の青地を必要としている理由が不明で、駐車場の必要台数、倉庫の保管する製品や数量・保管期間、既存敷地との比較などの規模が妥当であると確認できる資料の提出を求めていました。

また、今回計画敷地に係る、白鳥 15 号線の一部を廃止・付け替え、同じく 15 号線と 40 号線それぞれ一部を道路拡幅をする計画で、廃止と付け替えをするにあたっては、各自治会と利害関係人の同意が必要ですが、その同意書類が管理者である東・浜北土木事務所に提出されたと連絡がありました。また、道路拡幅の自治会要望書もあわせて提出されましたが、水路の廃止と付け替えについては構造の詳細が協議中とのことで、他法令の許認可の見込みが確認できていない状況です。

以上のことから、現時点では除外の容認は難しいと考えますが、事前協議までに規模根拠及び道路・水路の廃止・付け替え・道路拡幅の協議が整い、都市計画法の許可見込みが確認できた場合は、容認する案件としていきます。

続きまして、東区 44 番について、説明いたします。

申出者は [REDACTED] を営んでおり、職員及び外来患者、運動施設利用者の増加により駐車場が不足していることから新たに駐車場敷地を設ける計画です。

現在、駐車スペースが 53 台ありますが、新たに 40 台の駐車スペースが必要な理由が不明で、規模根拠の分かる資料や 40 台必要になった経緯の説明を依頼中ですが、まだ資料が提出されておらず、現時点では 5 要件を満たせる状況ではありません。

以上のことから、現時点では除外の容認は難しいと考えますが、規模根拠の妥当性が確認できた場合は、容認する案件としていきます。東区の案件は以上となります。

内 山 続きまして北区の説明に入ります。

資料は一覧表の 18 ページ 31 番、案内図等は 33 ページ、34 ページをご覧ください。

申出者は、[REDACTED] する法人で、現在、組み立て・検査などの軽作業を行う流通加工型の倉庫として荷受けする事業所について、事業規模拡大により、受注量が増加したため手狭となっており、また、新たに請け負う事業所の製品を保管する倉庫の増設が必要となったため、敷地の拡張を行い、倉庫の増設と従業員駐車場を整備する計画です。

しかし、都市計画法の要件である、一般貨物運送事業としての確認が取れていない状況です。

現在、担当課で確認中のため、現時点では除外の容認は難しいと考えますが、事前協議までに確認できれば、容認する案件としていきます。

北区 34 番について、説明します。

資料は一覧表の 18 ページ 34 番、案内図等は 35 ページ、36 ページをご覧ください。

申出者は、[REDACTED]

[REDACTED] で、現在は本社工場ほか 2 工場で半導体製造を行っておりますが、製造エリアが不足しているため、工場の新設を計画したものです。

新設する工場建物内の配置計画や使い方など、規模根拠の資料について、まだ一部の資料が提出されておらず、調整・確認に時間がかかっている状況です。

また、都市計画法で、開発敷地が道路を隔てていることについて協議中です。

現在、詳細について行政書士に確認が取れていないため、現時点では除外の容認は難しいと考えますが、事前協議までに不足書類が提出され、申出内容の整理ができれば、容認する案件としていきます。

平 野 続きまして浜北区の説明に入ります。

浜北区 41 番について、説明いたします。

資料は一覧表の 24 ページ 41 番、案内図等は 37 ページ、38 ページをご覧ください。

申出者は、[REDACTED] で、大学へ移行するため、現運動場及び駐輪場の敷地へ校舎を新築する必要があり、代替えとなる運動場及び駐輪場、また不足している学生用駐車場を確保する計画です。

しかしながら規模根拠と必要性が不明瞭で十分な説明が得られていない状況です。

以上のことから、現時点では除外の容認は難しいと考えますが、事前協議までに規模根拠と必要性が確認できた場合は、容認する案件としていきます。

説明は以上でございます。以上、第 86 回随時変更の農用地利用計画変更案となります。

議 長 只今事務局から説明がありましたら、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 80 号議案「浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見について」は、「特段異議はございません」ということでご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 异議ないものと認め、回答することといたします。

議 長 次に、報告事項の第 77 号から第 82 号までを、事務局から報告お願いします。

木 下 議案 31 ページをご覧ください。報第 77 号から報第 82 号までの一覧が載っておりますのでご確認よろしくお願いします。

只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議 長 それでは、その他として委員の皆さまから、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

(その他報告なし)

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

河 村 ・人農地関連法の改正について

局 長 ・アリモドキゾウムシ 別紙 1

・新年会について

木 下 今後の会議予定

- ・令和4年 第12回 農業委員会総会
- 日時 令和4年12月15日(木) 午後2時30分から  
場所 浜北区役所 3階 大会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第11回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時50分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和4年11月15日(火)

会 長 松島 好則

委 員 杉山 誠

委 員 後藤 剛